

松山市建設工事等請負業者入札参加資格停止措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市（公営企業局を含む。）が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）及び製造の請負、物品の調達並びに測量、設計、清掃等の委託業務（以下これらを「市発注建設工事等」という。）に係る入札の公正な執行と契約の適正な履行を確保するため、松山市競争入札参加者資格審査等に関する要綱（平成18年要綱第98号）第6条の規定に基づき作成された名簿に登録された者（以下「有資格者」という。）に対する入札参加資格停止（一定の期間、一般競争入札にあっては入札参加資格を認めず、指名競争入札にあっては指名の対象外とする措置をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(入札参加資格停止)

第2条 市長は、有資格者が別表第1及び別表第2の各項（以下「別表各項」という。）に掲げる要件（以下「措置要件」という。）のいずれかに該当するときは、別表各項に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について入札参加資格停止を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により入札参加資格停止を行ったときは、市発注建設工事等の契約のため一般競争入札を行うに際し、当該入札参加資格停止に係る有資格者の当該一般競争入札に係る入札参加資格を認めてはならない。

3 市長は、第1項の規定により入札参加資格停止を行ったときは、市発注建設工事等の契約のため指名を行うに際し、当該入札参加資格停止に係る有資格者を指名してはならない。

4 市長は、第1項の規定により入札参加資格停止を行った場合において、当該入札参加資格停止に係る有資格者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する入札参加資格停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により入札参加資格停止を行う場合において、当該入札参加資格停止について責を負うべき有資格者である下請負人又は再委託人があることが明らかになったときは、当該下請負人又は再委託人について、元請人又は再委託元の入札参加資格停止の期間の範囲内で期間を定め、入札参加資格停止を併せて行う

ものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について入札参加資格停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員（明らかに当該入札参加資格停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の入札参加資格停止の期間の範囲内で期間を定め、入札参加資格停止を併せて行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による入札参加資格停止に係る有資格者を構成員に含む共同企業体について、当該入札参加資格停止の期間の範囲内で期間を定め、入札参加資格停止を行うものとする。

4 前条第2項から第4項の規定は、前3項の場合について準用する。

（入札参加資格停止の期間の特例）

第4条 有資格者が1の事案により措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ入札参加資格停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における入札参加資格停止の期間の短期は、それぞれ別表各項に定める期間の短期の2倍までの期間とする。

(1) 措置要件に該当して入札参加資格停止を受けた有資格者が、当該入札参加資格停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（当該入札参加資格停止の期間中を含む。）に、再び措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

(2) 措置要件（別表第2第1項から第3項までに掲げるものに限る。以下この号において同じ。）に該当して入札参加資格停止を受けた有資格者が、当該入札参加資格停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、再び措置要件のいずれかに該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 市長は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各項及び前2項の規定による入札参加資格停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、入札参加資格停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 市長は、有資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各項及び第1項の規定による長期を超える入札参加資格停止の期間を定める必要があるときは、入札参加資格停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36月を超える場合は36月）まで延長することができる。

5 市長は、入札参加資格停止の期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由

又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各項及び前各項に定める期間の範囲内で入札参加資格停止の期間を変更することができる。

6 市長は、第6条の規定に基づく改善措置の報告を徴した場合で、改善措置が講じられたことを確認した場合は入札参加資格停止期間満了時に当該入札参加資格停止を終了し、改善措置が講じられていないと判断した場合は入札参加資格停止期間満了後も、改善措置が講じられるまでの間、入札参加資格停止を継続するものとする。

7 市長は、入札参加資格停止期間が満了した有資格者について、極めて悪質な事由が明らかになったとき又は重大な結果を生じさせたことが明らかになったときは、当初の入札参加資格停止期間を延長したと想定した場合の期間から、当初の入札参加資格停止期間を控除した期間をもって、新たに入札参加資格停止を行うことができるものとする。

8 市長は、入札参加資格停止の期間中の有資格者が、当該入札参加資格停止に係る事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格者について入札参加資格停止を解除するものとする。

(入札参加資格停止の通知)

第5条 市長は、次に掲げる措置を行ったときは、当該措置に係る有資格者にその旨を通知するものとする。ただし、市長が通知する必要があると認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

(1) 第2条第1項又は第3条第1項から第3項までの規定により入札参加資格停止を行ったとき。

(2) 前条第5項の規定により入札参加資格停止の期間を変更したとき。

(3) 前条第6項の規定により入札参加資格停止を継続したとき。

(4) 前条第8項の規定により入札参加資格停止を解除したとき。

(5) 第11条の規定により入札参加資格停止の措置を受けたものとみなしたとき。

(改善措置の報告)

第6条 市長は、入札参加資格停止を行った場合において、必要と認めるときは、当該入札参加資格停止に係る有資格者から改善措置の報告を徴するものとする。

2 市長は、別表第2第4項第1号又は第6号から第11号までのいずれかの措置要件に該当することによって入札参加資格停止を行ったときは、当該入札参加資格停止に係る有資格者から当該入札参加資格停止の満了日の1月前までに、暴力団との関係を断

った旨の誓約書(様式)及び改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第7条 市長は、入札参加資格停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(下請等の禁止)

第8条 市長は、入札参加資格停止の期間中の有資格者が市発注建設工事等の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託することを承認しないものとする。

(入札参加資格停止に至らない事由に関する措置)

第9条 市長は、入札参加資格停止に至らない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(入札参加資格停止情報の公表)

第10条 市長は、入札参加資格停止を行ったときは、当該有資格者の商号又は名称、代表者名、所在地、入札参加資格停止期間、入札参加資格停止理由を公表するものとする。入札参加資格停止の期間中に入札参加資格停止期間の変更を行ったときも同様とする。

(入札参加資格停止措置の特例)

第11条 第2条第1項又は第3条第1項から第3項までの規定による入札参加資格停止の期間中の有資格者から合併、分割、営業譲渡等により業務を受け継いだ有資格者は、当該入札参加資格停止の期間中、入札参加資格停止の措置を受けたものとみなす。

(その他)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

(松山市建設工事請負業者指名停止措置要綱及び松山市委託事務競争入札参加者資格審査及び入札参加有資格者の指名停止措置に関する要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 松山市建設工事請負業者指名停止措置要綱(平成6年要綱第5号)

(2) 松山市委託事務競争入札参加者資格審査及び入札参加有資格者の指名停止措置に関する要綱(平成12年要綱第113号)

(経過措置)

- 3 この要綱の施行前に、前項の規定による廃止前の松山市建設工事請負業者指名停止措置要綱別表第1及び別表第2の措置要件及び松山市委託事務競争入札参加者資格審査及び入札参加有資格者の指名停止措置に関する要綱別表第1及び別表第2の措置要件に該当することとなった事由に対する措置基準の適用については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 改正後の松山市建設工事等請負業者指名停止措置要綱第10条の規定は、この要綱の施行の日において指名停止の期間中の有資格者から、同日前に合併、分割、営業譲渡等により業務を受け継いだ有資格者についても適用があるものとする。

付 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正前の松山市建設工事等請負業者指名停止措置要綱の規定による指名停止は、改正後の松山市建設工事等請負業者入札参加資格停止措置要綱の規定による入札参加資格停止とみなす。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成23年4月1日要綱第53号）

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成24年3月27日要綱第24号）

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成 27 年 3 月 31 日要綱第 17 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成 27 年 4 月 28 日要綱第 43 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（令和 2 年 12 月 18 日要綱第 99 号）

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

付 則（令和 6 年 3 月 29 日要綱第 42 号）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 8 年 3 月 19 日要綱第 8 号）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の別表第 2 第 7 項第 2 号の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 13 条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起された者は拘禁刑以上に当たる犯罪の容疑により公訴を提起された者と、禁錮以上の刑を宣告された者は拘禁刑以上の刑を宣告された者とみなす。

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 市発注建設工事等の一般競争入札及び指名競争入札の参加資格に係る競争入札参加者資格審査申請書又はこれらの入札の際に提出する入札参加資格審査申請書その他入札参加資格の審査に必要な資料に虚偽の記載（社会保険等への加入の有無の虚偽記載を含む。）をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(粗雑履行)</p> <p>2 次に掲げる粗雑履行があったと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められた場合を除く。）。 (1) 故意による粗雑履行 ア 市発注建設工事等 イ 県内における建設工事等（建設工事及び製造の請負，物品の調達及び測量，設計，清掃等の委託業務をいう。以下同じ。）で市発注以外のもの（以下「県内一般工事等」という。）で，重大事故であると認められるとき。 (2) 過失による粗雑履行 ア 市発注建設工事等 イ 県内一般工事等 (契約違反等)</p> <p>3 前項に掲げる場合のほか，市発注建設工事等の履行に当たり，契約若しくは建設業法に違反し，又は不誠実な行為をし，契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (公衆損害事故)</p> <p>4 次に掲げる建設工事等の履行に当たり，安全管理の措置が不適切であったため，公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ，又は損害を与えたと認められるとき。 (1) 市発注建設工事等（軽微な損害を除く。） (2) 県内一般工事等（重大事故であると認められるとき。） (建設工事等履行関係者事故)</p> <p>5 次に掲げる建設工事等の履行に当たり，安全管理の措置が不適切であったため，契約履行関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 (1) 市発注建設工事等 (2) 県内一般工事等（重大事故であると認められるとき。）</p>	<p>当該認定をした日から 2月以上12月以内</p> <p>当該認定をした日から 4月以上24月以内 2月以上12月以内</p> <p>2月以上12月以内 1月以上6月以内</p> <p>当該認定をした日から 1月以上12月以内</p> <p>当該認定をした日から 1月以上12月以内 1月以上6月以内</p> <p>当該認定をした日から 1月以上8月以内 1月以上4月以内</p>

別表第2（第2条，第4条，第6条関係） 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次に掲げる者が贈賄の容疑により逮捕され，又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 次に掲げる者が市職員（公営企業局職員を含む。）に対して行った贈賄</p> <p>ア 有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>イ 有資格者である法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時市発注建設工事等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で，アに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ウ 有資格者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p> <p>(2) 次に掲げる者が愛媛県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄</p> <p>ア 有資格者である個人又は代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p> <p>(3) 次に掲げる者が愛媛県外の公共機関の職員に対して行った贈賄</p> <p>ア 有資格者である個人又は代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p> <p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>2 次に掲げる事項に関し，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号に違反し，市発注建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 市発注建設工事等</p> <p>(2) 県内一般工事等（市発注建設工事等に関する場合を除く。）</p> <p>(3) 県外における建設工事等（談合又は競売入札妨害）</p> <p>3 有資格者である個人，代表役員等，一般役員等又は使用人が第1号の契約に関し又は第2号若しくは第3号において，談合又は競売入札妨害容疑により逮捕され，又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 市発注建設工事等</p> <p>(2) 県内一般工事等（市発注建設工事等に関する場合を除く。）</p> <p>(3) 県外における建設工事等</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>1 8月以上36月以内</p> <p>1 6月以上30月以内</p> <p>1 4月以上24月以内</p> <p>1 6月以上36月以内</p> <p>1 4月以上30月以内</p> <p>1 2月以上24月以内</p> <p>6月以上24月以内</p> <p>5月以上15月以内</p> <p>4月以上10月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>1 8月以上36月以内</p> <p>1 4月以上36月以内</p> <p>6月以上24月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>1 4月以上36月以内</p> <p>1 2月以上36月以内</p> <p>4月以上24月以内</p>

<p>(暴力団関係者等)</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 有資格者である個人又は有資格者の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し、若しくは実質的に経営を支配している者（以下「有資格者等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員、松山市暴力団排除条例（平成22年条例第32号）第2条第3号に規定する暴力団準構成員又はこれらの者でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。</p> <p>(2) 有資格者等が、暴力団の威力を背景として、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）第1条各号に掲げる行為（以下「暴力的不法行為等」という。）を行ったと認められるとき。</p> <p>(3) 有資格者等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる団体、法人等（以下「暴力団等」という。）に暴力的不法行為等をさせたと認められるとき。</p> <p>(4) 有資格者等が、暴力団対策法第2条第8号に規定する準暴力的要求行為を行い、又は同法第10条の規定に違反する行為を行ったと認められるとき。</p> <p>(5) 有資格者等が、暴力団対策法第2条第7号に規定する暴力的要求行為に関与したと認められるとき。</p> <p>(6) 有資格者等が、暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団等の維持運営に協力し、若しくは関与したと認められるとき。</p> <p>(7) 有資格者等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団等を利用したと認められるとき。</p> <p>(8) 有資格者等が、暴力団等であると知りながら、暴力団等と下請契約や資材等の購入契約を締結するなど暴力団等を不当に利用したと認められるとき。</p> <p>(9) 有資格者等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>(10) 有資格者等が、愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第28条に基づき、公安</p>	<p>当該認定をした日から 12月以上24月以内。 ただし、期間満了時において改善措置が講じられていないときは、改善措置が講じられるまでの間</p> <p>12月以上24月以内</p> <p>12月以上24月以内</p> <p>8月以上18月以内</p> <p>8月以上18月以内</p> <p>6月以上18月以内。ただし、期間満了時において改善措置が講じられていないときは、改善措置が講じられるまでの間</p> <p>6月以上12月以内。ただし、期間満了時において改善措置が講じられていないときは、改善措置が講じられるまでの間</p> <p>6月以上12月以内。ただし、期間満了時において改善措置が講じられていないときは、改善措置が講じられるまでの間</p> <p>6月以上12月以内。ただし、期間満了時において改善措置が講じられていないときは、改善措置が講じられるまでの間</p>
---	--

<p>委員会から公表されたとき。</p> <p>(11) 有資格者等が、松山市暴力団排除条例第15条に基づき、公表されたとき。</p> <p>(12) 前各号を除くほか、有資格者等又は使用人が、業務に関し暴力行為等を行ったと認められるとき。</p> <p>(13) 市発注建設工事等の履行に当たり、有資格者が暴力団等から不当介入を受けながら、市への報告及び警察への届出を怠ったとき。 (建設業法違反)</p> <p>5 市発注建設工事等以外の工事の施工に当たり、建設業法に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (廃棄物処理法違反)</p> <p>6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (1) 不法投棄 (2) 前号以外の廃棄物処理法違反 (不正又は不誠実な行為)</p> <p>7 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、次に掲げる事項に該当し、建設工事等契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (1) 業務に関し不正又は不誠実な行為を行ったとき。 (2) 代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告されたとき。</p>	<p>て改善措置が講じられていないときは、改善措置が講じられるまでの間 6月以上12月以内。ただし、期間満了時において改善措置が講じられていないときは、改善措置が講じられるまでの間 4月以上18月以内</p> <p>1月以上6月以内</p> <p>当該認定をした日から 1月以上9月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>6月以上24月以内 4月以上24月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>1月以上18月以内 2月以上18月以内</p>
--	---

様式（第6条関係）

誓 約 書

年 月 日

（提出先）松山市長

商号又は名称

代 表 者 名

印

年 月 日付け 松（ ）第 号で入札参加資格停止通知のあった事由については、改善措置報告書のとおり改善措置をとり、暴力団等とは一切関係の無い旨を誓約します。